

エコアクション21 環境経営レポート

(取組期間 2023年4月～2024年3月)



CLEAEN SERVICE CLEAN TOWN

株式
会社  MCS

2024年7月1日発行

目 次

1. 組織の概要
2. 対象範囲(認証・登録)、レポートの対象期間及び発行日
3. 環境経営方針
4. 環境経営目標
5. 環境経営計画
6. 環境管理体制
7. 環境経営目標の実績
8. 環境経営計画の取り組み結果とその評価
9. 次年度の環境経営目標並びに環境経営計画
10. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反、訴訟等の有無
11. 代表者による全体評価と見直し・指示

1.組織の概要

(1)名称及び代表者

株式会社 MCS
代表取締役 竹内 裕一

(2)所在地

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①本社 | 香川県高松市三谷町3977番地 |
| ②中間処理場(本社) | 香川県高松市三谷町字小石工谷3979番1 |
| ③中間処理場食品リサイクル処理場 | 香川県高松市西植田町字廣間6882番1 |
| ④エコパーク高松東 | 香川県高松市小村町148番地4 |
| ⑤エコパークさぬき | 香川県さぬき市寒川町神前1945番地1 |
| ⑥丸亀営業所 | 香川県丸亀市垂水町2724番地2 |
| ⑦東植田リサイクルパーク | 香川県高松市東植田町字東高様3103番地 |
| ⑧建機サービスセンター | 香川県高松市池田町1605番地 |
- 「※建機サービスセンターは2025年に認証・登録の対象範囲に拡大予定」

(3)環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者	長尾 梨衣	
連絡担当者	長尾 梨衣	TEL:087-888-8866

(4)事業内容

- ・一般廃棄物収集運搬業
- ・一般廃棄物処分業
- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物処分業
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業

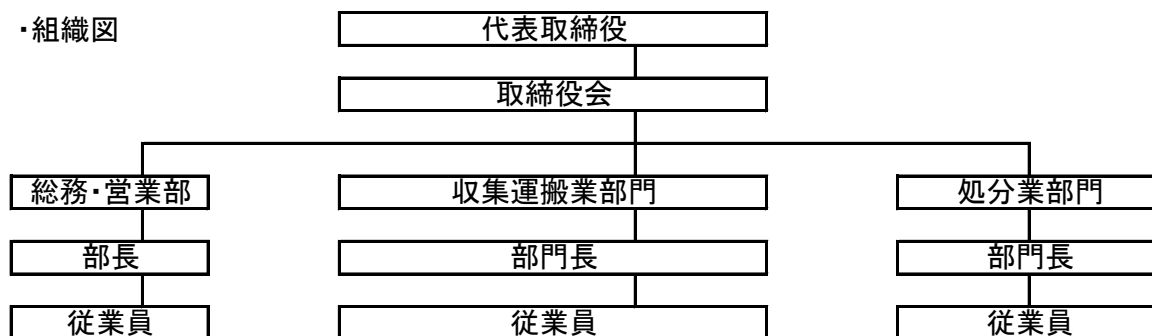
(5)事業の規模

設立年月日	平成21年2月6日
資本金	2,500万円
売上額	110,000万円(2023年度)
従業員数	48名
延床面積	累計 20,477㎡

(6)事業年度

9月～8月

・組織図



2. 対象範囲(認証・登録の対象範囲)、レポートの対象期間及び発行日

- ・対象範囲

①本社
②中間処理場(本社)
③中間処理場食品リサイクル処理場
④エコパーク・高松東
⑤エコパーク・さぬき
⑥丸亀営業所
⑦東植田リサイクルパーク
「※建機サービスセンターは2025年に認証・登録の対象範囲に拡大予定」
- ・レポートの対象期間

2023年4月～2024年3月
- ・環境経営レポートの発行日

2024年7月1日
- ・発行責任者

長尾 梨衣

□許可の内容

- 【 高松市 産業廃棄物収集運搬業 】
- ① 許可番号

第 09710148359 号
- ② 許可年月日

令和3年10月5日
- ③ 許可の有効期限

令和8年10月4日
- ④ 事業の範囲

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず
⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず⑭鋳さい⑮がれき類⑯家畜のふん尿⑰ばいじん
(ただし、自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物
水銀含有ばいじん等を含む。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん	含む。

- 【 香川県 産業廃棄物収集運搬業 】
- ① 許可番号

第 03713148359 号
- ② 許可年月日

令和6年5月1日
- ③ 許可の有効期限

令和11年4月30日
- ④ 事業の範囲

①燃え殻②汚泥③廃油④廃プラスチック類⑤紙くず⑥木くず⑦繊維くず⑧動植物
性残さ⑨ゴムくず⑩金属くず⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑫鋳さい
⑬がれき類⑭家畜のふん尿⑮ばいじん
(ただし、自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物
水銀含有ばいじん等を含む。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん	含む。

- 【 香川県 特別管理産業廃棄物収集運搬業 】
- ① 許可番号

第 03753148359 号
- ② 許可年月日

令和6年5月1日
- ③ 許可の有効期限

令和11年4月30日
- ④ 事業の範囲

廃油・感染性産業廃棄物・鋳さい・廃石綿等・ばいじん・燃え殻・汚泥

2. 対象範囲(認証・登録の対象範囲)、レポートの対象期間及び発行日

□許可の内容

【 高松市 産業廃棄物処分業 】

- | | |
|-----------|--|
| ① 許可番号 | 第 09720148359 号 |
| ② 許可年月日 | 令和6年5月1日 |
| ③ 許可の有効期限 | 令和11年4月30日 |
| ④ 事業の範囲 | 中間処理業(選別圧縮処分、減容化処分、肥飼料化処分、選別処分、破碎処分及び圧縮処分に限る。) |
-
- | | |
|-------------|--|
| 1) 選別圧縮施設1基 | (最大 4.0t/日) ①金属くず②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| 2) 減容化処施設1基 | (最大 0.6t/日) ①廃プラスチック類(発砲スチロール製のものに限る) |
| 3) 肥飼料化施設4基 | (最大 17.8t/日) ①汚泥②動植物性残さ |
| 4) 破碎施設1基 | (最大 119.28t/日) ①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物除く) |
| 5) 破碎施設1基 | (最大 238.56t/日) ①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物除く) |
| 6) 破碎施設1基 | (最大 1.904t/日) ①廃プラスチック類②金属くず③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物含む。但し、廃蛍光管に限る) |
| 7) 圧縮施設1基 | (最大 2.4t/日) ①廃プラスチック類 |
| 8) 破碎施設1基 | (最大 25.6t/日) ①木くず |
| 9) 破碎施設1基 | (最大 8.256t/日) ①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず②がれき類(水銀使用製品産業廃棄物除く) |
| 10) 選別施設1基 | (最大1.136t/日) ①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限る) |
| 11) 破碎施設1基 | (最大5.672t/日) ①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限る) |

□許可の内容

【 高松市 一般廃棄物収集運搬業 】

- ① 許可番号 第68号
- ② 許可年月日 令和5年5月1日
- ③ 許可の有効期限 令和7年4月30日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物
家庭系一般廃棄物

【 高松市 一般廃棄物処分量 】

- ① 許可番号 第78号
- ② 許可年月日 令和6年3月23日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月22日
- ④ 事業の範囲 肥飼料化処分
動植物性残さ・汚泥
木くず・草木・水草

【 三木町 一般廃棄物処理業 】

- ① 許可番号 第2号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物
収集・運搬業

【 さぬき市 一般廃棄物処理業 】

- ① 許可番号 25さ生環第297号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 一般廃棄物(ごみ)草木
収集・運搬業

【 東かがわ市一般廃棄物収集運搬業】

- ① 許可番号 26環 第2601号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物
家庭系一般廃棄物
草木

【 土庄町 一般廃棄物収集運搬業 】

- ① 許可番号 土庄町許可第6号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

【 小豆島町 一般廃棄物処理業 】

- ① 許可番号 26 第1号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物
収集・運搬業

【 丸亀市 一般廃棄物処理業 】

- ① 許可番号 第2号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物
家庭系一般廃棄物
収集・運搬業

【 善通寺市 一般廃棄物処理業 】

- ① 許可番号 第9号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物
収集・運搬業

【 綾川町 一般廃棄物収集運搬業 】

- ① 許可番号 第13号
- ② 許可年月日 令和5年5月1日
- ③ 許可の有効期限 令和7年4月30日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

台

【 琴平町 一般廃棄物処理業 】

- ① 許可番号 第16号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物
収集・運搬業

【 まんのう町一般廃棄物収集運搬業】

- ① 許可番号 第13号
- ② 許可年月日 令和6年4月1日
- ③ 許可の有効期限 令和8年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

□運搬車両の種類と台数】

車両	台数
脱着式 大型コンテナ車	4台
脱着式 6tコンテナ車	2台
脱着式 4tコンテナ車	8台
脱着式 3tコンテナ車	2台
脱着式 2tコンテナ車	2台
6t塵芥車	6台
4t塵芥車	12台
3t塵芥車	5台
2t塵芥車	4台
2tパネルバン車	2台
2tダンプ車	2台
4t特殊吸引車	1台
高圧洗浄車	1台
軽トラック車	3台

□ 処理実績

業務内容	単位	実績
一般廃棄物 収集運搬量	t	1,776
一般廃棄物 処分量(草木)	t	5,825
一般廃棄物 処分量(生ごみ)	t	1,929
産業廃棄物 収集運搬量	t	8,350
産業廃棄物 中間処理量	t	10,673
特別管理産業廃棄物 収集運搬量	t	312

【積替え又は保管許可内容】

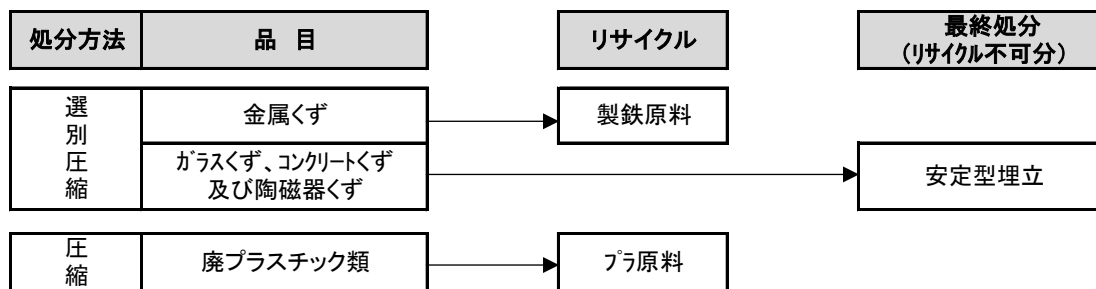
施設名	面積(m ²)	産業廃棄物の種類	保管上限(m ²)	高さ(m)
中間処理場(本社)	100	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫	192	3.25
	100	⑤⑩⑪	192	3.25
中間処理場（食品リサイクル処理場）	60	⑤⑥⑧⑨	80	2
	60	⑤⑩⑪⑫	80	2
	70	⑦	93.92	3.5
	264	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫	599.3	屋内保管制限なし
	39	①	3.51	屋内保管制限なし
	1.44	②	1.15	屋内保管制限なし
	0.36	③	0.26	屋内保管制限なし
	1.36	④	0.26	屋内保管制限なし
	35	⑤⑪⑫	56.25	屋内保管制限なし
	0.52	⑤⑩⑪	0.42	0.8
エコパーク高松東	100	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫	255	屋内保管制限なし
	56	⑤⑪⑫	132	屋内保管制限なし
	0.52	⑤⑩⑪	0.42	0.8
エコパークさぬき	220	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬	458	4
	67	⑤⑪⑫	82.8	2
	54	⑤⑩⑪	98	3
	54	⑪⑫	98	3
	135	⑦	207.3	2.5
	0.36	⑤⑩⑪	0.58	0.8

※①燃え殻 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず
 ⑧繊維くず ⑨ゴムくず ⑩金属くず ⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず
 ⑫がれき類 ⑬がれき類の混合

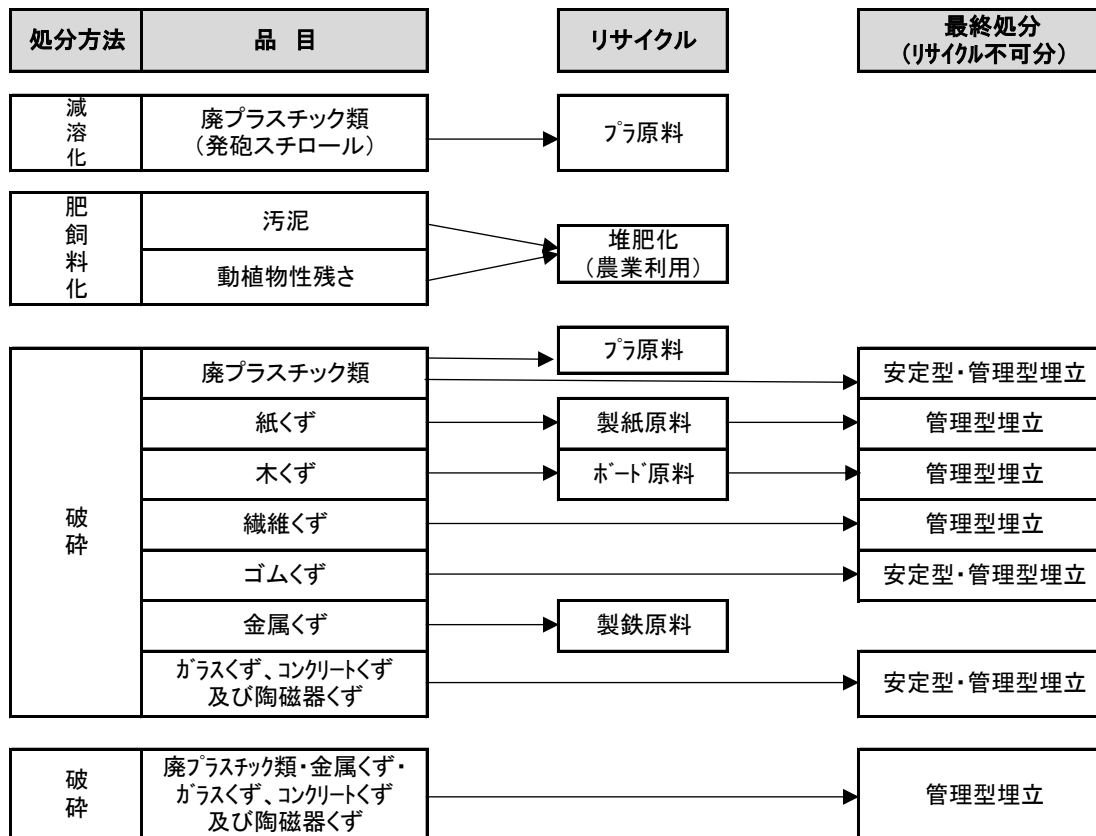
但し、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
石綿含有産業廃棄物	食品リサイクル処理場、エコパーク高松東、エコパークさぬき
水銀使用製品産業廃棄物	食品リサイクル処理場、エコパーク高松東、エコパークさぬき
水銀含有ばいじん等	行わない

☆中間処理場（本社）処理フロー図

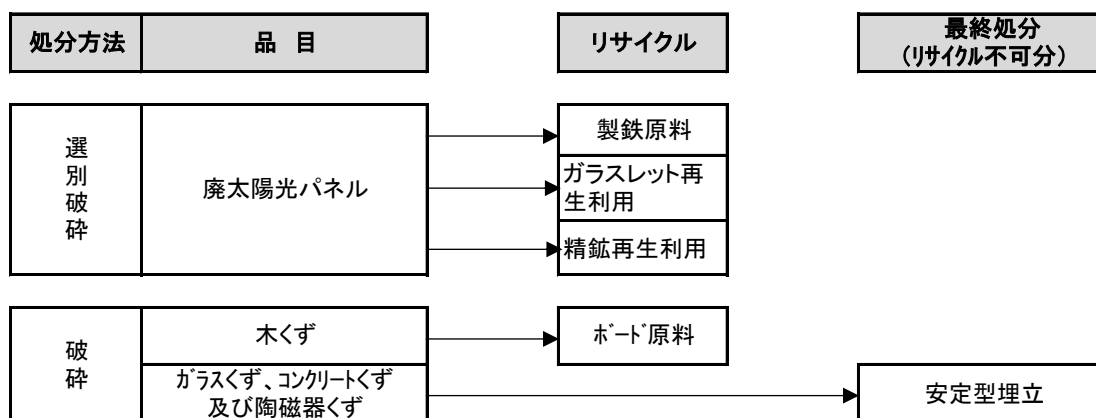


☆中間処理場（食品リサイクル処理場）処理フロー図



（水銀使用製品産業廃棄物 含む。（廃蛍光管に限る。））

☆東植田リサイクルパーク 処理フロー図



3. 環境経営方針

【1】基本理念

私たち株式会社MCSは、「安全・安心」で迅速な仕事の遂行により、社会から信頼を築きあげることで、社員全員が「仕事・自分・会社」に誇りを持てる企業を目指します。

【2】行動指針

1. 具体的に次の項目に取り組めます。
 - ① 省エネ活動に取り組み、二酸化炭素の削減を図ります。
 - ② 廃棄物の3R化に取り組み、廃棄物の削減を図ります。
 - ③ 車両洗車や生活水の節水に取り組めます。
 - ④ 環境に配慮した、廃棄物の収集運搬・処分の業務を推進します。
 - ⑤ 地域環境活動には、積極的に取り組めます。
2. 環境関連法規、条例、規則を遵守し、積極的に環境活動に取り組み、環境配慮型企業として社会に貢献します。

この環境経営方針は全従業員に周知し、継続的改善活動に取り組むとともに広く一般に公開します。

制定日 2014年8月1日

改訂日 2020年8月1日

株式会社 MCS

代表取締役 竹内 裕一

（株）MCS中間処理場（西植田）

高松市西植田町字廣間6883・6884番地

Ⅰ・産業廃棄物の積替保管場

①保管する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類・金属くず・がれき類
ガラス・陶磁器・コンクリートくず
（石綿含有産業廃棄物を除く）
面積： 60m² 高さ上限： 2m
保管上限 80m³

②保管する産業廃棄物の種類

廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物を除く）
ゴムくず・繊維くず・紙くず
面積： 60m² 高さ上限： 2m
保管上限 80m³

③保管する産業廃棄物の種類

木くず
面積： 70m² 高さ上限： 3.5m
保管上限 93.92m³

④保管する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類・がれき類
ガラス・陶磁器・コンクリートくず
（石綿含有産業廃棄物を含む）
面積： 35m² 高さ上限： 2.5m
保管上限 56.25m³

⑤保管する産業廃棄物の種類

廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物を除く）
ゴムくず・繊維くず・紙くず・木くず・金属くず
ガラス・陶磁器・コンクリートくず
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）
面積： 264m² 高さ上限： 4m
保管上限 599.3m³

⑥保管する産業廃棄物の種類

燃え殻
面積： 3.9m² 高さ上限： 0.9m
保管上限 3.51m³

⑦保管する産業廃棄物の種類

廃油
面積： 1.44m² 高さ上限 0.8m
保管上限 1.152m³

⑧保管する産業廃棄物の種類

廃酸
面積： 0.36m² 高さ上限 0.8m
保管上限 0.288m³

⑨保管する産業廃棄物の種類

廃アルカリ
面積： 0.36m² 高さ上限 0.8m
保管上限 0.288m³

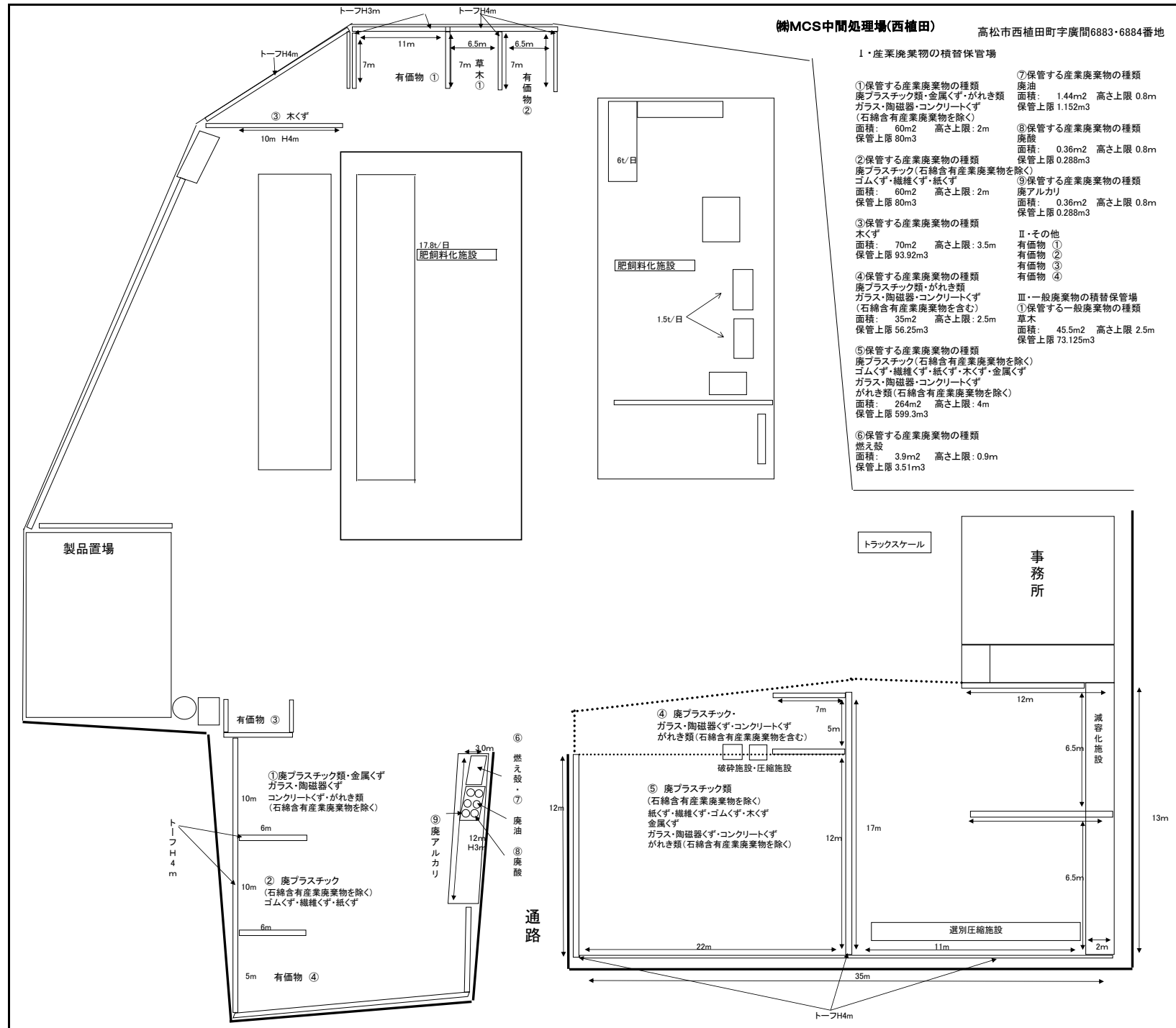
Ⅱ・その他

有価物 ①
有価物 ②
有価物 ③
有価物 ④

Ⅲ・一般廃棄物の積替保管場

①保管する一般廃棄物の種類

草木
面積： 45.5m² 高さ上限 2.5m
保管上限 73.125m³



4.中・長期環境経営目標(事業所全体)

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減＊1	kg-CO2	1,031,119	1,020,808	1,010,497	1,000,185
電気	kWh	317,127	313,955	310,784	307,613
ガソリン	L	6,325	6,262	6,199	6,135
軽油	L	328,447	325,162	321,878	318,593
廃棄物排出量の削減	kg	68,128	67,447	66,765	66,084
水総使用量の削減	m3	922	913	904	894
組織本来の取組＊2	実施率	100%	100%	100%	100%
中間施設再資源率向上＊3	%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

◎基準値は2021年度と2022年度の実績平均値とするが、中間施設再資源化率と廃棄物は2022年度の実績を考慮し策定。

◎二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・水使用量は、2025年に基準年に対し3%削減を目標とする。

＊1. 電力のCO₂発生量については、

2023年1月24日環境省公表、2021年実績、四国電力調整後排出係数0.533 (kg-CO₂/kWh) を使用。

＊2. 組織本来の取組として下記①～②を実施いたします。

①作業時間や走行距離の短縮化を図る。

②タイヤの空気圧や各種点検など適正な車両点検を実施。

＊3. 木くずの持ち込みは期待できず、再資源率は40%以上とする

※化学物質の使用はありません。

＊今年度は、2023年度の目標に取り組めます。

4. 各施設 中・長期環境経営目標

【本社】

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	474,685	469,938	465,191	460,444
電気	kWh	76,105	75,344	74,583	73,822
ガソリン	L	4,347	4,303	4,260	4,216
軽油	L	164,355	162,711	161,068	159,424
廃棄物排出量の削減	kg	36,911	36,542	36,173	35,804
水総使用量の削減	m3	594	588	582	576
組織本来の取組 * 2	実施率	100%	100%	100%	100%

【中間処理場食品リサイクル処理場】

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	517,329	512,156	506,982	501,809
電気	kWh	207,147	205,076	203,004	200,933
ガソリン	L	1,860	1,841	1,823	1,804
軽油	L	156,042	154,481	152,921	151,361
廃棄物排出量の削減	kg	30,942	30,633	30,323	30,014
水総使用量の削減	m3	242	240	237	235

【エコパーク高松東】

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	10,049	9,949	9,848	9,748
電気	kWh	18,698	18,511	18,324	18,137
ガソリン	L	33	33	33	32
廃棄物排出量の削減	kg	138	137	135	134
水総使用量の削減	m3	20	20	20	19

【エコパークさぬき】

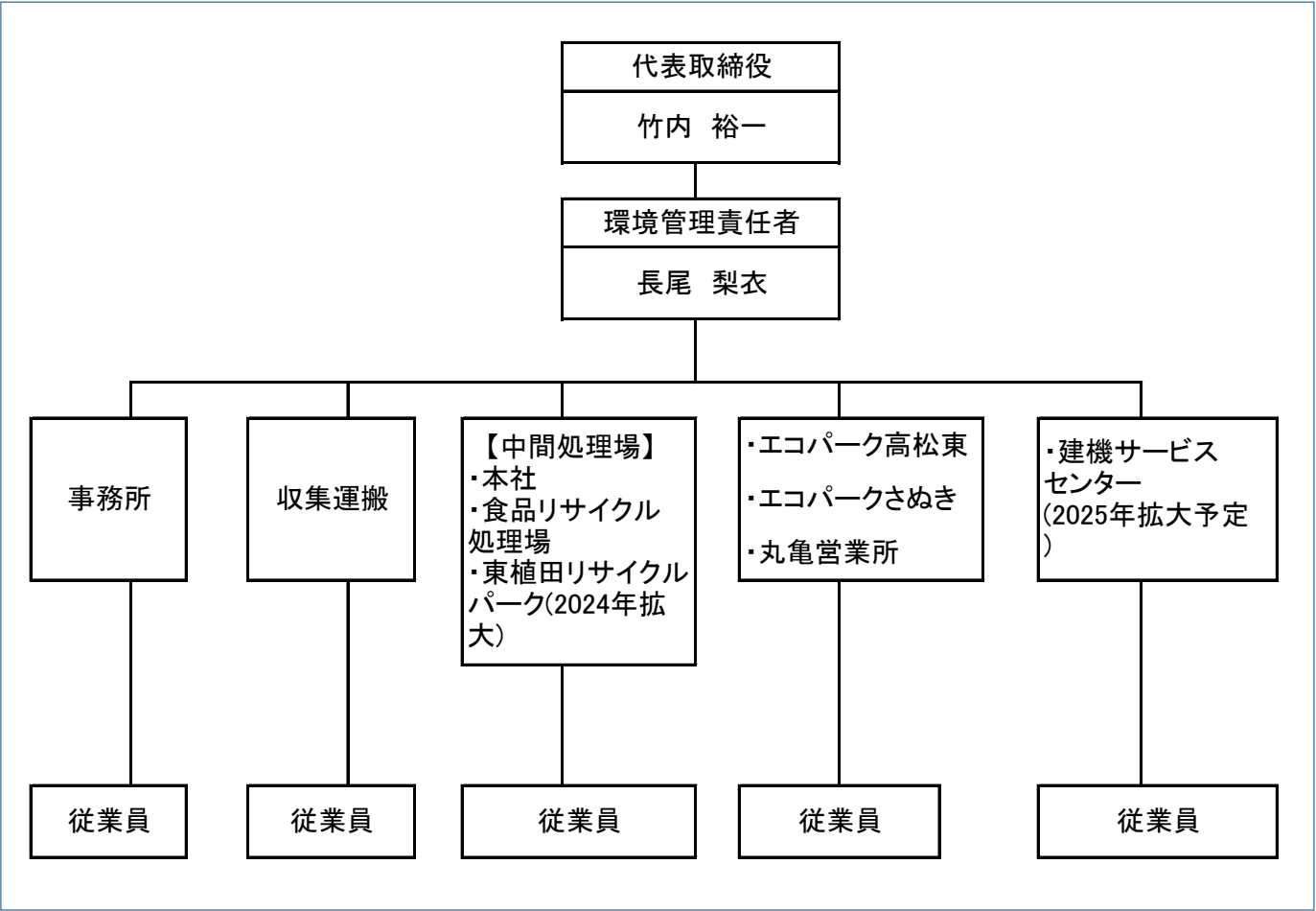
項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	29,056	28,765	28,475	28,184
電気	kWh	15,177	15,025	14,873	14,721
ガソリン	L	85	84	84	83
軽油	L	8,050	7,970	7,889	7,809
廃棄物排出量の削減	kg	137	136	134	133
水総使用量の削減	m3	66	65	65	64

5. 境経営計画(取組期間 2023年 4月 ～ 2024年 3月)

【本社・各施設共通にて取り組む】

目的		具体的実施項目
二酸化炭素 排出量の削減	電気使用量の削減	①不要な照明を消す ②適正温度の維持 ③LED交換を推進
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブの励行
廃棄物排出 量の削減	一般廃棄物の削減	①無駄なコピーの削減 ②コピー用紙の裏面再使用
	産業廃棄物の削減	①分別の徹底 ②再資源化の推進
水総使用量の削減		①常に節水意識を持って効率よく使用する ②洗車時は節水型の高圧銃に交換
組織本来の取組		①作業時間や走行距離の短縮化を図る ②タイヤの空気圧や各種点検など適正な車両点検を実施
中間施設再資源率向上		①動植物性残さの収集を強化する ②混合廃棄物減少に向け1m ³ コンテナ部門の創設を検討

6. 環境管理体制



	役割・責任・権限
代表取締役	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定、見直し及び全従業員への周知 ・全従業員に対する教育・訓練の実施 ・環境経営目標、環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直し・指示を実施 ・特定された緊急事態への対応マニュアルの承認 ・環境経営レポートを承認 ・環境関連法規等取りまとめ表の承認
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境経営目標、環境経営計画書を作成 ・環境負荷の自己チェック及び、環境への取り組みの自己チェックの実施 ・特定された緊急事態への対応マニュアル作成 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動の取り組み結果を代表者に報告 ・環境経営レポートの作成
全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的、積極的に環境活動へ参加

7. 2023年度事業所全体環境経営目標実績

項目	単位	目標	実績	評価	
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	1,020,808	887,186	115%	○
電気	kWh	313,955	299,143	105%	○
ガソリン	L	6,262	6,654	94%	×
軽油	L	325,162	276,055	118%	○
廃棄物排出量の削減	kg	67,447	70,236	96%	×
水総使用量の削減	m3	913	998	91%	×
組織本来の取組 * 2	実施率	100%	100%	100%	○
中間施設再資源率向上 * 3	%	40.0%	47.8%	120%	○

☆評価 ○:達成 ×:未達成

* 1. 電力のCO₂ 発生量については、

2023年1月24日環境省公表、2021年実績、四国電力調整後排出係数0.533 (kg-CO₂/kWh) を使用。

* 2. 組織本来の取組として下記①～②を実施いたします。

①作業時間や走行距離の短縮化を図る。

②タイヤの空気圧や各種点検など適正な車両点検を実施。

* 3. 木くずの持ち込みは期待できず、再資源率は40%以上とする

※化学物質の使用はありません。

コメント

○二酸化炭素排出量削減

・ 本社の未達成を中間処理場の大幅な減少がカバーし達成。中間処理場は木くずの持ち込みが減少し、重機の使用頻度が減少したことで軽油使用量が大幅に減少。

○廃棄物排出量削減

・ 汚泥の排出するタイミングに左右される。本社は大幅に削減できたが、リサイクル処理場の汚泥が増えたのは天候に左右され雨が降る期間が多かった事が要因である。

○水使用量削減

・ リサイクル処理場以外は大きな増減はないが、リサイクル処理場では地域の畜産農家からの依頼で水を供給したことにより未達成となったが、地域との良好な付き合いを優先した結果と判断する。

○組織本来の取組

・ 仕事の生命線であり、ここは重点に取り組んでいる。

○中間施設再資源化率

・ 先期、高松市内に安価で処理する木くず処理専門会社の開設で、木くずの持ち込み減少傾向は顕著に表われたが、混合廃棄物処理を丁寧に分別することで目標は達成できた。

7. 各施設実績

【本社】

項目	単位	目 標	実績	評価	
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	469,938	489,006	96%	×
電気	kWh	75,344	81,006	93%	×
ガソリン	L	4,303	4,595	94%	×
軽油	L	162,711	168,646	96%	×
廃棄物排出量の削減	kg	36,542	23,335	157%	○
水総使用量の削減	m3	588	508	116%	○
組織本来の取組 * 2	実施率	100%	100%	100%	○

【中間処理場食品リサイクル処理場】

項目	単位	目 標	実績	評価	
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	512,156	363,907	141%	○
電気	kWh	205,076	185,359	111%	○
ガソリン	L	1,841	1,936	95%	×
軽油	L	154,481	101,009	153%	○
廃棄物排出量の削減	kg	30,633	46,622	66%	×
水総使用量の削減	m3	240	405	59%	×

【エコパーク高松東】

項目	単位	目 標	実績	評価	○
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	9,949	9,612	104%	○
電気	kWh	18,511	17,972	103%	○
ガソリン	L	33	12	274%	○
廃棄物排出量の削減	kg	137	144	95%	×
水総使用量の削減	m3	20	19	104%	○

【エコパークさぬき】

項目	単位	目 標	実績	評価	
二酸化炭素の削減 * 1	kg-CO2	28,765	24,661	117%	○
電気	kWh	15,025	14,806	101%	○
ガソリン	L	84	111	76%	×
軽油	L	7,970	6,400	125%	○
廃棄物排出量の削減	kg	136	135	100%	○
水総使用量の削減	m3	65	66	99%	○

☆評価 ○:達成 ×:未達成

8. 環境経営計画の取組結果とその評価

○取組期間 2023年 4月 ～ 2024年 3月

項目		具体的実施項目	4-9月	10-3月	評価
二酸化炭素 排出量の 削減	電気使用量の削減	①不要な照明を消す ②適正温度の維持 ③LED交換を推進	○	○	○
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブの励行	○	○	○
廃棄物排出 量の削減	一般廃棄物の削減	①無駄なコピーの削減 ②コピー用紙の裏面再使用	○	○	○
	産業廃棄物の削減	①分別の徹底 ②再資源化の推進	○	○	○
水使用量の削減		①常に節水意識を持って効率よく使用する ②洗車時は節水型の高圧銃に交換	○	○	○
組織本来の取組		①作業時間や走行距離の短縮化を図る ②タイヤの空気圧や各種点検など適正な車両点検を実施	○	○	○
中間施設再資源率向上		①動植物性残さの収集を強化する ②混合廃棄物減少に向け1㎡コンテナ部門の創設を検討	○	○	○

○:計画通り実施

△:一部出来なかった

×:出来ていない

○評価に対するコメント

目的	評価に対するコメント
二酸化炭素	・電気使用量の削減にて、①は意識しなくても活動できる状態になっている。②は猛暑でもあり、仕事環境を優先した温度の維持を展開した。③のLED交換はEA21認証登録の事業所は実施済、拡大審査の東植田リサイクルパークも室内は一部蛍光灯であるが、屋外はLEDに交換。
廃棄物	・一般廃棄物の取り組み2項目はできている。産業廃棄物の分別徹底と再資源化に向けた活動は出来ている。特に産業廃棄物は埋め立て処理料金が毎年あがっており顧客先での再資源化に向けた仕掛けが必要である。
水使用量	・2項目の取り組みは出来ている。本社の洗車は節水型の高圧銃に交換することを実施した。
組織本来の取組	・2項目とも取り組みは出来ているが、今期は本社のルート見直しや効率化への取り組みに重点を置き取り組んだ。
中間施設再資源率向上	・①は会社の特徴へと評価されつつあるので、さらに重点化し伸ばしていきたい。②はコンテナ部門を創設し活動を開始したが、効果は現時点では大きな効果は望めない。今後に期待したい。

9.次年度中・長期環境経営目標(事業所全体)

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減＊1	kg-CO2	1,031,119	1,020,808	1,173,820	1,161,859
電気	kWh	317,127	313,955	313,056	309,862
ガソリン	L	6,325	6,262	6,199	6,135
軽油	L	328,447	325,162	384,712	380,793
廃棄物排出量の削減	kg	68,128	67,447	66,789	66,108
水総使用量の削減	m3	922	913	1,004	993
組織本来の取組＊2	実施率	100%	100%	100%	100%
中間施設再資源率向上＊3	%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

◎基準値は2021年度と2022年度の実績平均値とするが、中間施設再資源化率と廃棄物は2022年度の実績を考慮し策定。但し、2024年度からは東植田リサイクルパークが拡大となり、目標値に追加した為項目により従来設定した中・長期目標値を改訂する。尚、東植田リサイクルパークの目標は2023年度の実績を基準値として策定。

◎二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・水使用量は、2025年に基準年に対し3%削減を目標とする。

＊1. 電力のCO2発生量については、

2023年1月24日環境省公表、2021年実績、四国電力調整後排出係数0.533 (kg-CO2/kWh) を使用。

＊2. 組織本来の取組として下記①～②を実施いたします。

①作業時間や走行距離の短縮化を図る。

②タイヤの空気圧や各種点検など適正な車両点検を実施。

＊3. 木くずの持ち込みは期待できず、再資源率は40%以上とする

※化学物質の使用はありません。

＊次年度は、2024年度の目標に取組みます。

4. 各施設 中・長期環境経営目標

【本社】

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 *1	kg-CO2	474,685	469,938	465,191	460,444
電気	kWh	76,105	75,344	74,583	73,822
ガソリン	L	4,347	4,303	4,260	4,216
軽油	L	164,355	162,711	161,068	159,424
廃棄物排出量の削減	kg	36,911	36,542	36,173	35,804
水総使用量の削減	m3	594	588	582	576
組織本来の取組 *2	実施率	100%	100%	100%	100%

【中間処理場食品リサイクル処理場】

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 *1	kg-CO2	517,329	512,156	506,982	501,809
電気	kWh	207,147	205,076	203,004	200,933
ガソリン	L	1,860	1,841	1,823	1,804
軽油	L	156,042	154,481	152,921	151,361
廃棄物排出量の削減	kg	30,942	30,633	30,323	30,014
水総使用量の削減	m3	242	240	237	235

【エコパーク高松東】

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 *1	kg-CO2	10,049	9,949	9,848	9,748
電気	kWh	18,698	18,511	18,324	18,137
ガソリン	L	33	33	33	32
廃棄物排出量の削減	kg	138	137	135	134
水総使用量の削減	m3	20	20	20	19

【エコパークさぬき】

項目	単位	目 標			
		基準値	2023年度	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 *1	kg-CO2	29,056	28,765	28,475	28,184
電気	kWh	15,177	15,025	14,873	14,721
ガソリン	L	85	84	84	83
軽油	L	8,050	7,970	7,889	7,809
廃棄物排出量の削減	kg	137	136	134	133
水総使用量の削減	m3	66	65	65	64

【東植田リサイクルパーク】

項目	単位	目 標			
			基準値	2024年度	2025年度
二酸化炭素の削減 *1	kg-CO2		164,973	163,324	161,674
電気	kWh		2,295	2,272	2,249
軽油	L		63,469	62,834	62,200
廃棄物排出量の削減	kg		24	24	24
水総使用量の削減	m3		101	100	99

※2023年度実績を基準値とする。

9. 次年度環境経営計画(取組期間 2024年4月 ～ 2025年3月)

【本社・各施設共通にて取り組む】

目的		具体的実施項目
二酸化炭素 排出量の削減	電気使用量の削減	①不要な照明を消す ②適正温度の維持 ③拡大事業所のLED交換を推進
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブの励行
廃棄物排出 量の削減	一般廃棄物の削減	①無駄なコピーの削減 ②コピー用紙の裏面再使用
	産業廃棄物の削減	①分別の徹底 ②再資源化の推進
水使用量の削減		①常に節水意識を持って効率よく使用する
組織本来の取組		①作業時間や走行距離の短縮化を図る ②タイヤの空気圧や各種点検など適正な車両点検を実施
中間施設再資源率向上		①動植物性残さの収集において、新規開拓を検討する。 ②混合廃棄物減少に向け1m ³ コンテナ部門の運用検討

10. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無

当社に適用される主な環境関連法等は、下記のとおりです。

環境関連法規制の遵守状況については、過去3年間規制逸脱はありませんでした。

また関係当局からの違反の指摘、訴訟案件はありませんでした。

法令等の名称	該当する 条項等	適用される要求事項
○資源の有効な利用の促進に関する法律	第1条	■資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、使用済み物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずる。
	第4条	■事業者の責務(原材料等の使用の合理化、再生資源及び再生部品を利用に努める。)
○地球温暖化対策の推進に関する法律	第1条	■社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するための措置を講ずること等により地球温暖化対策の推進を図る。
	第5条	■事業者の責務(温室効果ガス排出の抑制に努める。国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力する。)
○廃棄物処理法	第15条の2の5	■産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置の特例届出(香川県)
	第14条第6項	■産業廃棄物処分業の許可(高松市)
	第14条の4第6項	■特別管理産業廃棄物処分業の許可(高松市)
	第15条第1項	■産業廃棄物処理施設の設置許可(香川県)
	第14条第1項	■産業廃棄物収集運搬業の許可(香川県・高松市)
	第14条の4第1項	■特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(香川県・高松市)
	第21条	■技術管理者の設置(中間処理施設・最終処分場)
	第6条の2第2項	■一般廃棄物処理基準の遵守
	第6条の2第3項	■特別管理一般廃棄物処理基準の遵守
	第14条の2第2項	■産業廃棄物処理基準の遵守 収集運搬 廃棄物の飛散・流出防止 悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上支障がないように必要な措置 収集運搬車両の掲示・書類の備え付け
	第12条の2	■特別管理産業廃棄物処理基準の遵守
	第15条の2の3	■産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準の遵守
	第6条2第2、3項	■一般廃棄物委託基準の遵守
	第12条の3	■マニフェストの管理(5年間保管) 収集運搬終了後10日以内送付(電子3日以内) 中間処分終了後10日以内送付(電子3日以内) 最終処分終了後10日以内送付(電子3日以内)
	第12条の3、7項	■前年度のマニフェスト管理票交付状況は、毎年6月30日までに知事に報告する。
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	第4条	■事業者の責務(分別排出の協力)
○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条	■TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄
○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	■事業者の責務
○フロン排出抑制法		■特定製品(業務用エアコン、冷蔵庫等)の整備・廃棄時のフロン回収・破壊 ■キャビン付き重機・業務用エアコンの簡易点検
○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)	第4条	■事業者の責務(自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に努める)
	第12条	■対策域内での使用及び所有の不可
	第17条	■削減計画(対象自動車保有数30台以上)

水質	○浄化槽法	第5条	■浄化槽設置(変更)の届け出
		第8～10条	■保守点検
		第11条	■定期検査
悪臭	○悪臭防止法	第7条	■規制基準の遵守義務
		第10条	■事故時の措置と報告
		第11条	■自治体による測定
その他	○労働安全衛生法	第3条	■労働安全衛生の推進
		第12条の2,3	■労働安全衛生推進者の選任
	○公害健康被害の補償に関する法律	第55条第1項	■汚染負荷量賦課金の申告・納付
	○消防法	第17条	■消防用設備の設置(地下タンク有)
		第17条の3の3	■消防用設備等の点検と報告
	○危険物の規制に関する政令	第10条別表	■危険物取扱(指定数量以上)
	○高圧ガス保安法	第9条の2	■圧縮アセチレンガス ■高圧ガスの消費

(香川県条例等)

条例等の名称	該当する条項等	適用される要求事項
香川県環境基本条例	第5条	■事業者の責務 ■廃棄物の適正処理
香川県生活環境の保全に関する条例	第3条	■公害の防止その他の環境への負荷の低減
		■地球温暖化の理解を深め、自動車によるCO2の排出を抑制するためエコ運転を励行
		■事業者から発生する廃棄物の減少に努め、資源の有効利用を図るとともに電気の使用量を削減し省エネルギー活動を推進
		■エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用及び電気機器等の効率的な使用
		■環境マネジメントプログラム展開体制の組織を設置 ■アイドリングストップの励行
みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	第4条	■県が実施する緑化の推進とみどりの保全に関する施策に協力
香川県放置自動車の処理に関する条例	第3条	■勤務時間外は敷地内に適切に保管、使用時は所定の駐車場に駐車
香川県産業廃棄物処理等指導要綱(高松市〃)	第25条	■産業廃棄物処理実績報告 ■産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告 ■産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告
高松市環境基本条例	第5条	■事業者の責務
		■廃棄物の適正処理

11. 代表者による全体評価と見直し・指示

①評価

環境経営目標への実績は、二酸化炭素排出量削減と組織本来の取組、中間施設再資源化向上の3項目は達成できたが、廃棄物排出量の削減、水総使用量の削減の2項目が未達成となった。

二酸化炭素排出量削減においては、本社の未達成を中間処理場食品リサイクル処理場の木くず持ち込み減少により、重機の稼働率減少による軽油使用量が大幅に削減した事で達成。特に中間施設再資源化率向上は、先期、高松市内に安価な木くず処理専門会社が開設開設したことにより、木くずの持ち込み減少傾向は顕著に表れたが、混合廃棄物を丁寧に分別することで目標達成は出来た。

環境経営計画への取り組みは定着の方向にある。特に、今期は本社の回収ルート見直しや効率化への取り組みに重点を置き取り組んだ。結果は出ている。中間処理施設の再資源率向上にむけた取り組みは、木くずの持ち込みは期待できないので動植物性残さへの収集をさらに推し進める必要がある。

②見直し・指示

環境経営目標は、新たに東植田リサイクルパークが追加になるので、先期策定した目標値に追加するため、項目により先期策定した中・長期環境経営目標を改訂する。

環境経営計画では、中間施設再資源化率向上に重点を置き取り組む。特に、当社の看板である動植物性残さ収集強化において、新規開拓を検討する。他の取り組みは継続する。

環境経営方針と実施体制は現状を継続する。

わたしたちのミッションは、ゴミの収集運搬、処分処理で人に寄り添うまちづくりを実現することが使命であり、きれいなまちづくりを実現するために日々さまざまな課題に向きあってまいります。

2024年5月31日

代表取締役 竹内 裕一